

24 監査公表第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成 24 年 2 月 9 日

| | | | |
|---------|-----|---|---|
| 福岡市監査委員 | おばた | 久 | 弥 |
| 同 | 川 | 辺 | 敦 |
| 同 | 石 | 井 | 幸 |
| 同 | 大 | 松 | 健 |

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第 1 監査の種類，対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡観光コンベンションビューロー(事務監査)
- (2) 財団法人福岡コンベンションセンター(事務監査)
- (3) 財団法人福岡市水道サービス公社(事務監査・工事監査)
- (4) 財団法人福岡市教育振興会(事務監査)

2 公の施設の指定管理者監査

- (1) 財団法人福岡コンベンションセンター(事務監査)
- (2) ジェイアール九州メンテナンス株式会社(事務監査)
- (3) コナミスポーツ&ライフ・九州ダイケン共同事業体(事務監査)
- (4) 株式会社創建サービス(事務監査)
- (5) 福岡県建物管理事業協同組合・株式会社福岡市民ホールサービスグループ(事務監査)
- (6) 九州メンテナンス株式会社(事務監査)
- (7) 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会(事務監査)

第 2 団体の概要及び監査の結果等

(出資団体監査)

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 1 の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡観光コンベンションビューロー

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番1号

イ 基本財産 7億9,600万円(平成23年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和62年9月1日

エ 設立の目的 福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション(国際・国内の各種会議、展示会等をいう。)の誘致等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 観光客の誘致及び受入

- (イ) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- (ウ) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝
- (エ) 観光及びコンベンションの調査、企画及び開発
- (オ) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員33人、職員22人(平成23年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち7億5,500万円(出捐率94.8%)を出捐している。さらに、運営事業費の助成として平成22年度に1億3,866万2,663円の負担金を交付するとともに、観光案内業務等の委託を行い、その委託料総額は3,341万3,403円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は3人、兼務は1人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成19年10月から同23年10月まで

実施期間 平成23年8月31日から同年10月19日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

法人の登記事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

財団法人の理事の氏名に変更が生じたときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条の規定に基づき、2週間以内に変更の登記を行わなければならない。しかしながら、財団法人福岡観光コンベンションビューローの理事の氏名の変更登記が約1年1ヶ月遅れたことから、同法第342条等の規定に基づき、裁判所において過料の決定がなされ、平成21年度に過料金を納付していた。

今後、法人の登記事務に当たっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。

2 財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区石城町2番1号

イ 基本財産 2億円(平成23年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和54年10月1日

エ 設立の目的 国際友好親善の促進につとめ、福岡市及び周辺の産業、貿易及び文化の振興を図り、もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 国際・国内会議、内外見本市・展示会並びに文化、スポーツ等各種催事の開催又は開催協力に関する事業

(イ) 貿易情報資料の収集、提供等に関する事業

(ウ) 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業

(エ) その他設立の目的達成に必要な事業

カ 役員及び職員数 役員12人、職員21人(平成23年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億8,500万円(出捐率92.5%)を出捐している。さらに、福岡国際会議場及び国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として、平成22年度に9億5,045万4,532円の補助金を交付するとともに、総額143億8,865万円を限度とする貸付金及びこれに対する利息等の合計額相当額について損失補償を行っている。また、福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡の指定管理者に指定している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7人、兼務は3人である。

- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成20年9月から同23年10月まで
実施期間 平成23年8月31日から同年10月19日まで

- (4) 監査の結果
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

3 財団法人福岡市水道サービス公社

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
イ 基本財産 1,500万円(平成23年6月30日現在)
ウ 設立年月日 昭和60年9月26日
エ 設立の目的 節水型都市づくりに対する市民の意識の啓発及び水道利用者に対する便益増進等の事業を行い, もって福岡市水道事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。
オ 事業内容 (ア) 節水思想の普及高揚に関すること
(イ) 給水装置の適正管理等に係る調査, 指導及び広報・広聴に関すること
(ウ) 水源地域振興に対する協力に関すること
(エ) 福岡市から委託を受けて行う料金の徴収業務, 水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関すること
(オ) 水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の定期検査業務
(カ) 福岡市の配水管整備計画外における給水管の合理的先行布設及び維持管理に関すること
(キ) その他サービス公社の目的を達成するために必要な事業
カ 役員及び職員数 役員10人, 職員329人(平成23年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は, 上記基本財産のうち1,000万円(出捐率66.7%)を出捐している。さらに, 総額2,000万円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。また, 配水施設等維持管理業務等の委託を行い, その委託料総額は平成22年度において35億5,276万7,838円となっている。
なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は165人, 兼務は6人である。

- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成20年10月から同23年9月まで
実施期間 平成23年8月30日から同年9月30日まで
(工事監査) 対象期間 平成20年6月から同23年5月まで
実施期間 平成23年8月1日から同年10月25日まで

- (4) 監査の結果
(事務監査)
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。
(工事監査)
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

4 財団法人福岡市教育振興会

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番1号
イ 基本財産 6,118万円(平成23年6月30日現在)
ウ 設立年月日 昭和34年7月27日
エ 設立の目的 福岡市の教育の振興発展を図るため, 主として幼児, 児童及び生

- 徒に係る教育的援助ならびに福祉厚生を行うことを目的とする。
- オ 事業内容 (ア) 幼児、児童及び生徒に係る奨学に関すること。
(イ) 幼児、児童及び生徒に係る福祉厚生に関すること。
(ウ) 前2号の事業を推進するために有効と認められる事業の援助に関すること。
(エ) その他目的を達成するために必要な事項

カ 役員及び職員数 役員20人、職員2人(平成23年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,885万378円(出捐率47.2%)を出捐している。さらに、運営事業費の助成として平成22年度に5,009万2,858円の補助金を交付するとともに、奨学金貸与の資金として48億7,289万1,000円の貸付を行っている。

また、奨学金事業の滞納対策検討に係る基礎資料作成業務の委託を行い、その委託料総額は平成22年度において169万6,497円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は6人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成19年9月から同23年10月まで

実施期間 平成23年8月30日から同年10月12日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区石城町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市コンベンション施設

ア 所在地

(ア) 福岡国際会議場

福岡市博多区石城町

(イ) マリンメッセ福岡

福岡市博多区沖浜町

イ 指定期間 平成21年4月1日から同26年3月31日まで

ウ 所管局 経済振興局

エ 施設内容

(ア) 福岡国際会議場

施設面積 延床面積 24,885.36㎡

施設内容 多目的ホール、メインホール、国際会議室、中会議室8室、小会議室10室、レストラン、連絡通路、駐車場等

(イ) マリンメッセ福岡

施設面積 延床面積 40,631㎡

施設内容 多目的展示室、サブアリーナ、大会議室、中会議室4室、レストラン、売店、エキシビジョンパーク、交通広場、通路、駐車場等

オ 開設年月日

(ア) 福岡国際会議場 平成15年3月3日

(イ) マリンメッセ福岡 平成7年8月24日

カ その他 利用料金制の導入あり

- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理運営業務は利用料金収入により行っており、管理料はない。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成20年9月から同23年10月まで
実施期間 平成23年8月31日から同年10月19日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 ジェイアール九州メンテナンス株式会社

- (1) 主たる事務所の所在地
北九州市門司区清滝二丁目3番8号
- (2) 監査に係る公の施設
ア 福岡市和白地域交流センター
(ア) 所在地 福岡市東区和白丘一丁目22番27号
(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで
(ウ) 所管局 市民局
(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造6階建
施設内容 多目的ホール、会議室、和室、トレーニングルーム、
体育館、チャイルドルーム
延床面積 4,923.85㎡
(オ) 開設年月日 平成15年8月9日
(カ) その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成22年度において、8,467万5,000円(施設修繕に係る費用300,000円を含む。)となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成21年4月から同23年9月まで
実施期間 平成23年9月21日から同年9月26日まで

- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 コナミスポーツ&ライフ・九州ダイケン共同事業体

- (1) 主たる事務所の所在地
ア 代表団体 株式会社コナミスポーツ&ライフ
東京都品川区東品川四丁目10番1号
イ 構成団体 株式会社九州ダイケン
福岡市博多区住吉二丁目2番1号
- (2) 監査に係る公の施設
ア 福岡市博多南地域交流センター
(ア) 所在地 福岡市博多区南本町二丁目3番1号
(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで
(ウ) 所管局 市民局
(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造地下
1階地上11階うち地域交流センター部分地下1階地上2
階
施設内容 多目的ホール、会議室、和室、トレーニングルーム、
体育館、チャイルドルーム
敷地面積 6,226.71㎡

延床面積 8,557.10㎡

(オ) 開設年月日 平成12年1月30日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成22年度において、9,746万2,496円(施設修繕に係る費用300,000円を含む。)となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成21年4月から同23年9月まで

実施期間 平成23年9月20日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 株式会社創建サービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市西部地域交流センター

(ア) 所在地 福岡市西区大字女原607番1号

(イ) 指定期間 平成22年7月20日から同25年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造地上
3階

施設内容 多目的ホール、会議室、和室、市民ロビー、トレーニングルーム、体育館、チャイルドルーム

敷地面積 7,243㎡

延床面積 6,761.28㎡

(オ) 開設年月日 平成22年7月20日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成22年度において、8,796万5,968円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成22年7月から同23年9月まで

実施期間 平成23年9月22日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 福岡県建物管理事業協同組合・株式会社福岡市民ホールサービスグループ

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 福岡県建物管理事業協同組合
福岡市西区野方三丁目1番5号

イ 構成団体 株式会社福岡市民ホールサービス
福岡市中央区天神五丁目1番23号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市男女共同参画推進センター

(ア) 所在地 福岡市南区高宮三丁目3番1号

(イ) 指定期間 平成22年4月1日から同25年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造地

下1階地上10階建のうち男女共同参画センター部分地上4階

施設内容 ホール、視聴覚室、研修室、図書室、ギャラリー、軽運動室、創作室、料理実習室、音楽室、和室、相談室、子どもの部屋

敷地面積 2,652.36㎡

延床面積 5,426.30㎡

(オ) 開設年月日 昭和63年11月2日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成22年度において、8,692万9,109円（施設修繕に係る費用400,000円を含む。）となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成22年4月から同23年9月まで

実施期間 平成23年9月14日から同年9月15日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 九州メンテナンス株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市九電記念体育館

(ア) 所在地 福岡市中央区薬院四丁目14番1号

(イ) 指定期間 平成22年4月1日から同25年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

施設内容 競技場、観覧席、会議室、弓道場、駐車場

敷地面積 17,437㎡

延床面積 6,613㎡

(オ) 開設年月日 昭和39年4月1日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成22年度において、5,924万5,930円（施設修繕に係る費用4,901,000円を含む。）となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成22年4月から同23年9月まで

実施期間 平成23年9月28日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立雁の巣児童体育館

(ア) 所在地 福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 教育委員会

- (エ) 施設内容 施設規模 軽量鉄骨造平屋建
 施設内容 体育館，事務室，倉庫
 敷地面積 842㎡
 延床面積 427㎡
- (オ) 開設年月日 昭和46年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
 上記の公の施設に係る管理料は，平成22年度において，423万9,600円となっている。
- (4) 監査の区分，対象期間及び実施期間
 (事務監査) 対象期間 平成20年10月から同23年10月まで
 実施期間 平成23年10月4日から同年10月14日まで
- (5) 監査の結果
 監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

別表 1

財団法人福岡市水道サービス公社 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|------------------------------|---------------|------------------------------|
| 1 | 配水管等修理単価契約請負工事 B | 183,414,359 円 | 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで |
| 2 | 漏水発生給水管修理単価契約請 負工事 | 89,797,690 円 | 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで |
| 3 | 鉛製給水管更新単価契約請負工 事 No. 2 | 32,645,419 円 | 平成22年4月9日から 平成23年3月15日まで |
| 4 | メーター取替等単価契約請負工 事 No. 1 | 25,996,338 円 | 平成22年4月9日から 平成23年3月25日まで |
| 5 | 室見橋水管橋塗装工事 | 6,335,700 円 | 平成21年10月6日から 平成22年2月15日まで |
| 6 | 大口径仕切弁減速機分解点検及 び緊急遮断弁点検委託 | 14,070,000 円 | 平成20年8月21日から 平成21年2月6日まで |